

平成24年9月28日

柏崎刈羽原子力発電所運転差止請求訴訟 原告の皆様

東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会 サポーターの皆様

脱原発新潟県弁護団

団長 和田 光 弘

(集約担当 水内 基成)

【入廷者募集のご案内】

下記のとおり、柏崎刈羽原発差止訴訟の裁判期日に法廷に入場していただく方を募集します。

記

1 裁判期日、場所

第2回口頭弁論期日

平成24年10月15日(月)午後3時～、新潟地方裁判所民事第1号法廷にて

内容(予定) ・原告3名の意見陳述 ・弁護団からの主張概要の説明
・訴状に対する被告東電の認否 等

2 入廷者募集要領

(1) 応募方法

入廷を希望される方は、氏名(ふりがな)、住所、連絡先(電話、FAX、メールアドレス)、原告/サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：弁護士水内基成

(FAX 025-225-3148、Eメール m-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：10月5日(金)午後5時(厳守)

(2) 入廷者の決定方法

応募者多数の場合は抽選を行い、入廷していただける方にのみ10月9日(火)中にご連絡いたします(原則としてFAXかEメールにて)。落選した方にはご連絡しませんの

で、ご了承ください。

3 留意事項

- 法廷内には「当事者席」（代理人弁護士と原告だけが座れる席）と「傍聴席」（一般の傍聴人も座れる席）があります。両者の間は柵で仕切られています。
- 「当事者席」として確保できる数は裁判所と協議中であり流動的です。訴訟活動の必要上、代理人弁護士や市民の会の事務局の方も一定数入っていただかなければなりません。そこで、入廷できる方の数や「当事者席」、「傍聴席」の別は弁護団にご一任いただきますので、ご了承ください。
- 落選された方も、当日、裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合がありますので、そちらへの参加をご検討ください。

以上